

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任をはたし、ステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員及び地域社会）の満足と信頼を得るために、コーポレート・ガバナンスを充実・強化を推進いたしております。

1. 迅速かつ適正な意思決定と業務執行
2. 法令の遵守
3. 公正、適時、適切な情報開示

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社では、株主が総会議案について十分に検討時間が確保できるよう、情報の正確性を担保しつつ適切な時期に発送できるように社内の仕組みを改善して、招集通知の早期発送に努めています。招集通知発送前の電子的公表については実施しております。

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社は現在、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後、海外投資家の比率などの動向を見て、必要に応じて検討を重ねていきたいと考えております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は現時点で1名選任しており、独立社外取締役は経験豊富な経営者としての外的な視点から、取締役会における業務執行を十分に監督しており、独立社外取締役としての役割・責務を十分果たしておりますが、今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて独立社外取締役の増員の検討を重ねていきたいと考えております。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

当社の取締役は8人中2名が社外取締役であり、そのうち独立社外取締役は1名なので、独立社外取締役のみを構成員とする会合を開催する予定はありません。今後、独立社外取締役の増員を検討する中で、会合の開催の検討を重ねていきたいと考えております。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】

社外取締役は、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また、必要に応じて経営陣や監査役と話し合いの機会を持つなど、連携が十分図れていると考えているため、「筆頭独立社外取締役」を置く予定はありません。今後、独立社外取締役の増員を検討する中で、指名の是非も含めて検討を重ねていきたいと考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価とその結果の概要】

取締役会の実効性評価については、今後、当社取締役会の機能を向上させるという観点から、評価項目・分析方法を含め検討を重ねていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することができます。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けます。保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て売却します。議決権行使に当たっては、取引先との関係強化に生かす方向で議決権を使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員との取引及び利益相反取引については、取締役会で決議すべき事項と定めております。また、主要株主や関係会社等関連当事者との取引については、招集通知及び有価証券報告書の関連当事者との取引を、取締役会で承認等を行い、詳細を開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社は、「社会的に有用な企業として、継続的発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、顧客、取引先、従業員とともに繁栄を目指して豊かな社会づくりに貢献する。この実現のために、当社独自の技術とサービスで顧客の期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・環境との調和をモットーに信頼される企業を目指す」を経営理念に掲げ事業に取り組み、さらに、企業倫理行動指針、品質方針、安全・環境方針を宣言しております。マーケットの変動、物流ニーズの変化に迅速且つ弾力的に対応し、プロダクトミックスを基本にお客様のご要望にお応えし、最新技術で顧客満足度第一の信頼される船を提供してまいります。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.1基本的な考え方」及び「2.2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」にて開示しています。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続

当社の取締役報酬は、月額報酬のみで、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としています。執行役員報酬は、月額報酬と賞与により構成し、月額報酬は取締役報酬に準じており、賞与については、各期の営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、過去の支給実績などを総合的に勘案の上、検討しています。決定するに当たっての手続きとしては、社長、担当取締役が社外取締役の助言を得た上で、上記方針に従い検討しています。

(4)経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役・監査役は、人格・見識に優れ、豊富な経験や知識、能力を有する人物を候補者としています。選任、指名は総合的な評価により取締役会において審議、決定することとしています。

(5)経営陣幹部及び取締役・監査役の個々の選任・指名の説明

当社は社外取締役・社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知及び本報告書の「2.1取締役関係一社との関係(2)、監査役関係一社との関係(2)」にて開示しています。社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者については、個人別の経歴及び選任理由を株主総会招集通知に開示しています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規則に定め、法令・定款・取締役会規則に従って取締役会を運営しています。また、経営陣は法令・定款・取締役会規則等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁規程等に従って取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が以下の事項に該当しない場合、当該社外役員は独立性を有すると判断しています。

1. 当社の主要な取引先または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者

(主要とは、過去3事業年度平均の年間取引額が、当社または取引先の売上高の2%以上の場合をいう)

2. 当社から多額の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者

(多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上かつ当該団体の総収入の2%以上の場合をいう)

3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ている法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタント

(多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上の場合をいう)

4. 以下に該当する者の2親等以内の近親者

(1)上記1~3に該当する者(重要でない者を除く)

(2)過去3年間において、当社グループの取締役、執行役員または重要な使用人であった者

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、迅速且つ果断な意思決定を行い意見の多様性を確保するため、取締役の人数を9名以内と定めています。取締役の選任に当たっては、性別・年齢・人種などを問うことはせず、人格・見識に優れ、事業に係る意思決定を行うに当たり必要とされる豊富な経験・知識・能力を持つことを基準としています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役の重要な兼任状況は、毎年、招集通知及び有価証券報告書に記載しています。記載していない兼任も全て含めて、その兼任状況は、当社の取締役及び監査役業務に必要となる時間・労力の点から合理的な範囲にあると考えています。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、全ての取締役及び監査役がその役割や責務を果たすために必要な資質・知識を深めるため、就任時には各目的に応じた研修を実施するほか、継続的に各取締役、監査役が個別に必要とする研修の情報、機会等の提供及び費用の支援を行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主の皆様と平素から対話をを行い、経営方針等を説明するとともに対話を通じて得た経営に対する意見・要望等を経営に反映させていき企業価値を向上させたいと考えています。

・株主の皆様との対話全般については、管理本部(経営企画室・総務部・経理部)の担当役員が統括しており、建設的な対話が実現できるよう積極的な対応を心掛けています。

・株主の皆様との対話を促進するため社内の関連部門は、開示資料の作成や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら、公正、適正に情報開示を行っています。

・中間・期末の決算発表や株主総会等で対話に積極的に対応し、招集通知及び事業報告書等を通じた情報提供の充実を図っています。また、当社の企業理念、経営方針、IR資料等を当社ホームページにおいて積極的に開示しています。

・株主の皆様との対話により得た意見、要望は社内各部門で共用するとともに、必要に応じて適切に取締役会に報告します。

・株主の皆様への公平性を確保するため、各四半期の決算発表日までの期間は、サイレント期間とし、業績の見通しに関するコメントを差し控えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日立造船株式会社	6,673,000	29.61
株式会社広島銀行	844,000	3.74
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	632,000	2.80
二神 勇	316,000	1.40
JFEスチール株式会社	290,332	1.28
中島 秀樹	256,000	1.13
関西ペイント株式会社	227,600	1.01
井本 恵一	226,000	1.00
橋塚 勉	220,000	0.97
三菱UFJ信託銀行株式会社	220,000	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

上記大株主の状況は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
桑原 道	他の会社の出身者					○	○				
若野 晃一	他の会社の出身者					△	△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑原 道		桑原道氏は取引先であり、主要な株主である日立造船株式会社の企画管理本部企画部長である。	主要な株主の立場から、客観的に取締役の経営執行の状況を監視・助言を行い、また、企業経営等のさまざまな分野における豊富な知見と経験等を有しており、業務全般に活かせることができため、社外取締役に適任である。
若野 晃一	○	若野晃一氏は、取引先である日立造船株式会社に平成14年9月末まで在籍していたが、他社へ転籍後、10年以上が経過しており、当社経営に関し、同社の意向に影響されることではなく、同氏の意志決定を与える影響・関係は全くない状況にある。なお、日立造船株式会社から資材の購入(5,096百万円: 平成27年度)を	造船業界における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意志決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言ができる立場にある。なお、日立造船株式会社を転籍してから相当期間経過していることから、同社の意向に影響される立場になく、当社との間に利害関係を有しない。これらのことから一般

委託し、因島工場の土地建物等を賃借しているが、独自に事業活動を行っており、独立性は確保されているものと考える。

株主と利益相反の恐れがなく、独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、本人の同意を得たうえで独立役員に指定したものである。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

4名

監査役の人数[更新]

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から報告および説明を受け、必要あるときは会議の場を設け、情報・意見交換を行っている。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松野 文則	他の会社の出身者									△	△			
廣田 亨	その他									O				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松野 文則		松野文則氏は取引先であり、主要な株主である日立造船株式会社出身である。	非常勤の社外監査役であり、独立性を持った立場で中立的かつ客観的に取締役の経営執行の状況の監査・監視を行い、財務・会計だけでなく、企業経営等さまざまな分野における豊富な知見、経験等を当社の業務の適正化を監査し、適正な助言、指導を行い、業務全般に客観的な監査・評価・分析を行えるものと考える。

廣田 亨	廣田亨氏は、主要な借入先である株式会社広島銀行の取締役専務執行役員である。	非常勤の社外監査役であり、主要な取引先銀行に所属し、客観的に取締役の取締役の経営執行の状況を監査し、また、財務・会計だけでなく企業経営等においても豊富な知識があり、監査・評価・分析が行える。
------	---------------------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

・独立役員である若野晃一氏は、造船業界における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意志決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言ができる立場にある。また、日立造船株式会社を転籍してから相当期間経過していることから、同社の意向に影響される立場ではなく、当社との間に利害関係を有していない。これらのことから一般株主と利益相反の恐れがなく、独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、本人の同意を得たうえで独立役員に指定している。なお、同氏は、取引先である日立造船株式会社には平成14年9月末まで在籍していたが、他社へ転籍後、10年以上が経過しており、当社経営に関し、同社の意向に影響されることではなく、同氏の意志決定与える影響・関係は全くない状況にあり、独立性は確保されているものと考る。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、月額報酬のみで、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としている。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬総額: 101百万円(平成28年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、月額報酬のみで、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としています。決定するに当たっての手続きとしては、社長、担当取締役が社外取締役の助言を得た上で、上記方針に従い検討しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐するため、他部署と兼務の人員を配置している。

取締役会の出席のほか、重要な会議に出席しており、欠席の場合は会議資料を配付している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状の体制について

- ・執行役員制度を導入しており、各部門の業務に精通した者を選任し、業務の細かい状況把握ができるようにしている。
- ・取締役、監査役、執行役員により構成員として、業務執行の監視ならびに経営意思の統一と情報・意見交換を定期的に開催している。
- ・業務執行の把握と遂行のため、定期的に収益会議、内部統制委員会などを行っており、リスク管理とコーポレート・ガバナンスの強化を図

っている。また、必要に応じ内部監査室長が出席し、コンプライアンス面からの監視を図っている。

・会計監査人は有限責任あずさ監査法人で監査のほか、必要と認められる書類の閲覧等に応じている。顧問弁護士は2名おり、業務執行上の法的助言および指導を受けている。

2. 監査機能について

・2名の社外監査役により、監視機能の強化を構築している。

・会計監査人から報告および説明を受け、必要あるときは会議の場を設け、情報・意見交換を行っている。

・監査役会を定期的に開催し、監査の状況把握・意見・情報交換を行っている。

・常勤監査役は外部団体(日本監査役協会)に加入し、情報入手に努めるとともに必要に応じ、得た情報を経営に活かすよう助言を行っている。

3. 取締役の報酬について

・取締役の報酬については、月額報酬のみで、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2の体制をとることにより、経営の監視を行うとともに経営の機動性や効率性を確保しながら、適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築していると判断している。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案について十分に検討時間が確保できるよう、情報の正確性を担保しつつ適切な時期に発送できるように社内の仕組みを改善して、招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	平成19年6月開催の定時株主総会から、集中日を回避した株主総会日を設定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は現在、議決権行使プラットフォームの利用は行っておりませんが、今後、海外投資家の比率などの動向を見て、必要に応じて検討を重ねていきたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は現在、株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後、海外投資家の比率などの動向を見て、必要に応じて検討を重ねていきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報に係るIR資料、その他の適時開示資料等については、当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理行動指針を策定し、推進している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境安全衛生部を設置し、社内の環境・安全活動を推進・把握している。また、工場地域住民と環境委員会を設け、定期的な情報・意見交換を行っている。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理行動指針を策定し、実行している。適時開示を会社の基本とし、公正、適時、適切な情報開示が実施できるよう管理本部長を情報管理責任者へ指名している。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその構築

(1) 経営理念

当社は、社会的に有用な企業として、継続的発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、顧客、取引先、従業員とともに繁栄を目指して豊かな社会づくりに貢献する。この実現のために、当社独自の技術とサービスで顧客の期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・環境との調和をモットーに信頼される企業を目指す。

(2) 企業倫理行動指針

- ・社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、顧客・ユーザーの満足と信頼を獲得する。
- ・従業員の人格・個性を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保する。
- ・環境問題への取り組みは人類共通の課題であると認識し、自主的、積極的に行動する。
- ・株主はもとより、ステークホルダー（利害関係者）の立場を尊重するとともに、広く社会とコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
- ・経営責任者は、本行動指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実行ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社の定める「企業倫理行動指針」に従い行動することを基本とし、企業として必要な法令ならびに定款、社内規程に基づいた文書の保存・管理を行っております。また、重要な内部情報の管理に関して、「内部情報管理規程」により、基準を設けております。さらに当社が保有する個人情報につき、「個人情報管理規程」により、個人情報の適正な取扱いと個人の権利・利益を保護するために基本となる事項を定めています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、倫理、法令を遵守するとともに、多種多様なリスクの迅速かつ適法・適正な対処を実行するためコンプライアンス推進室を内部監査室に統合し、損失の危険の管理に関する規程を制定し、健全経営に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行っております。さらに業務の意思決定の迅速化と権限の明確化を図り、また、経営機構を意思決定・監督と業務執行に分離し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成18年6月29日より執行役員制度を導入し、業務の遂行状況ならびに収益のフォローを行っております。

5. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、定款・法令遵守のため、組織上他部門から独立した「内部監査室」を設け、当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行を監視しております。

また、代表取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設置し、取締役会へコンプライアンスに関する情報を報告・指示するとともに、内容によっては、顧問弁護士に助言・指導を求める体制にしております。

さらに、社内のコンプライアンス違反行為の早期発見・対処するため、「内部通報規程」を設け、その窓口は「内部監査室」が担当し、その内容の調査・是正ならびに通報者の保護を行っております。

6. 当社及び小会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

イ. 当社は、当社の定める「企業倫理行動指針」の適用範囲は子会社を含むものとしており、当社グループが、統一した企業倫理のもとで業務を行えるよう体制を整えております。また、コンプライアンスの強化・推進のため、子会社の社長を内部統制推進委員に任命しており、当社が定める「内部通報規程」は、当社グループ全体を対象とし、内部監査室が、当社及び子会社の通報・相談には、公平な立場で対応する体制を構築しております。

ロ. 当社は、「関係会社運営規程」に基づき、子会社を管理する体制を構築し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を「関係会社収益遂行会議」により報告を受けています。

ハ. 当社は、子会社においても倫理、法令を遵守するとともに、多種多様なリスクの迅速かつ適法・適正な対処を実行するため、当社の損失の危険の管理に関する規程を子会社にも準用しております。

ニ. 子会社の取締役の一部に、当社の役職員が就任することにより、当社が業務の適正を監視できる体制を探っています。

7. 監査役の職務を補助する使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務遂行が確実かつ迅速にできるよう補助と監査役会の事務局等の職務を行うために他部署との兼務で人員配置しております。なお、兼務であったる使用人は監査役にかかる業務を優先して従事するものとしています。また、これにあたる人事異動は、取締役と常勤監査役、監査役の協議の上、了承を得て行っております。

8. 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告しております。

ロ. 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができます。

ハ. 監査役に報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制としています。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用等を監査役が請求したときは、当社が必要でないと認めた場合を除き、速やかにその費用等を処理します。

10. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役ならびに監査役は、取締役会のほか、必要あれば重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧、説明を求めることがあります。

また、会計監査人からの監査内容の説明を受けるとともに意見・情報交換などの連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンスガイドライン指針」において反社会的勢力に対する行動指針を定め、役員・従業員への周知徹底を図っております。社内体制は、総務部を対応窓口として平時より管轄警察署、顧問弁護士の助言・指導を受けるとともに暴力追放広島県民会議への参加等により、情報収集に努め、反社会的勢力との根絶を徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

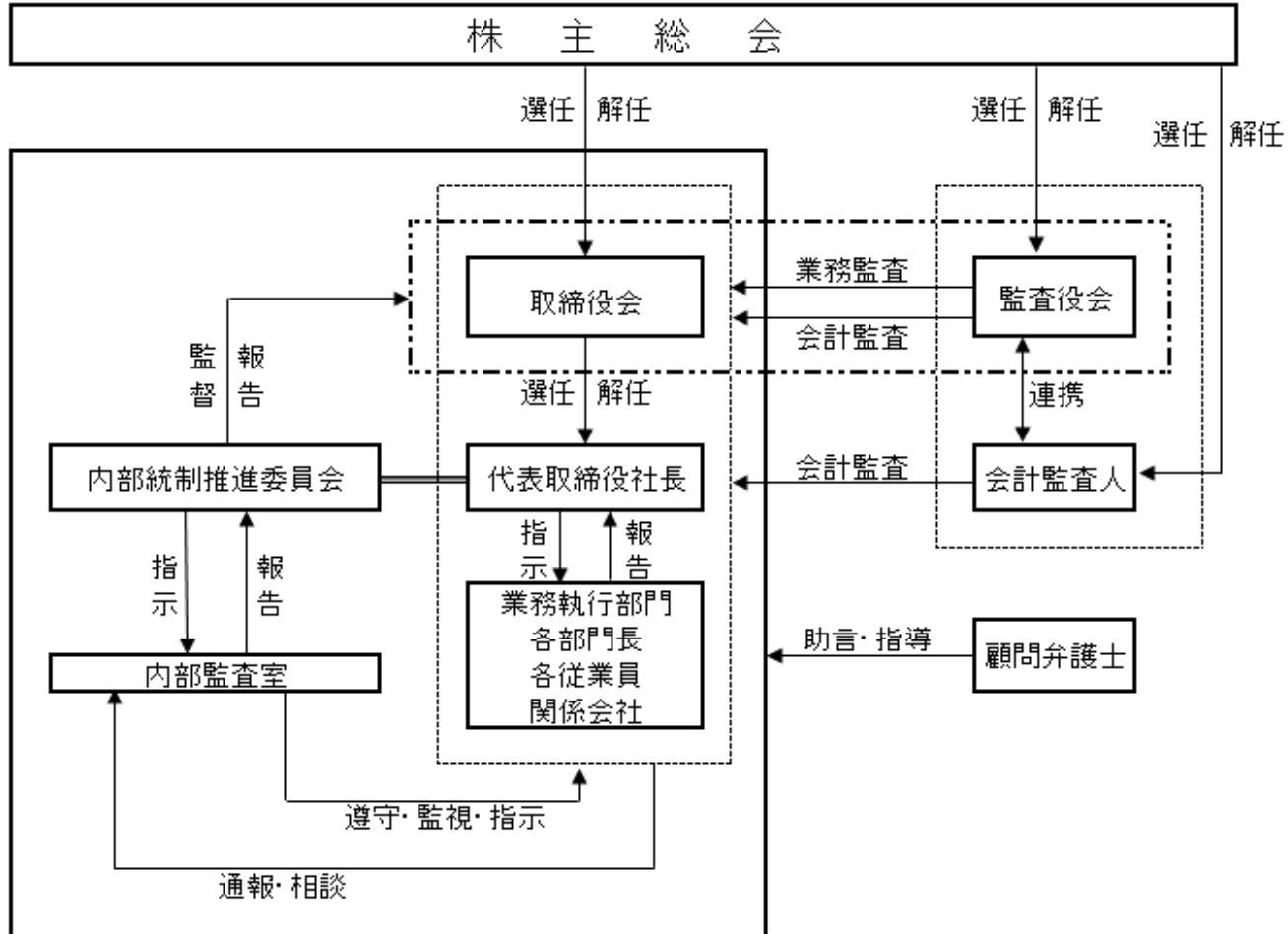
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システム



適時開示体制の概要

